



令和3年1月29日（金）

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所

記者発表資料

一般国道6号千代田石岡バイパスの事業認定申請を行いました

国土交通省関東地方整備局は、令和3年1月29日に、一般国道6号千代田石岡バイパス「茨城県かすみがうら市市川字姥久保地内から石岡市東大橋字逆井地内まで（延長6.2km）」間について、土地収用法に基づく事業の認定を国土交通大臣に申請しましたのでお知らせします。

事業認定申請に係る経緯

一般国道6号千代田石岡バイパスの茨城県かすみがうら市市川地内から石岡市東大橋地内間については、これまで多くの地権者のご協力を得て、順次工事を実施しているところです。

残る用地について地権者の方々との交渉を重ねているところですが、現時点では用地取得の目処が立たない状況となっている箇所もあります。

このため、引き続き任意交渉に最大限の努力を続けてまいります。今後も用地取得ができない場合に備え、土地収用法に基づく事業認定の申請を行いました。

発表記者クラブ

茨城県政記者クラブ 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 TEL：029-240-4061(代表)

副所長 高橋 哲

調査第二課長 目黒 直樹

建設専門官 逆井 忠

1. 路線の概要及び事業認定申請区間

路線の概要

土浦市から石岡市までの国道6号は、1日あたりの交通量が約3万台に達するなど、常磐自動車道千代田石岡インターチェンジ付近及び石岡市街地では慢性的な交通渋滞が発生しています。このような問題を緩和することなどを目的に千代田石岡バイパスは計画されました。

事業認定申請区間

(広域図)

○全体計画区間

- ・区間 自：茨城県かすみがうら市市川字姥久保地内
至：茨城県石岡市東大橋字逆井地内
- ・延長 6.2km
- ・車線数 4車線

○起業地計画区間

- ・区間 自：茨城県石岡市石岡字南光院下地内
至：茨城県石岡市中津川字平足塚地内
- ・延長 1.3km
- ・車線数 4車線
- ・区間 自：茨城県石岡市東田中字新田地内
至：茨城県石岡市東大橋字逆井地内
- ・延長 1.3km
- ・車線数 4車線



(拡大図)



2. 用地取得及び工事進捗の状況

起業地における用地取得状況

令和2年12月末現在

項目	面積	うち取得済面積	取得率
起業地	145,880m ²	122,623m ²	約84%

※起業地とは、事業認定申請における事業を施行する土地です。

※起業地には、道路や河川等用地買収を要しない土地は含んでいません。

工事の進捗状況

千代田石岡バイパスの茨城県かすみがうら市市川地内から石岡市東大橋地内間では、現在、盛土等の改良工事を行っています。



起点部周辺の工事状況



東田中周辺の工事状況



「土地収用法に基づく事業認定」とは

土地収用法は、日本国憲法第二十九条3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し（中略）、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

事業認定手続は、この土地収用法の手続の一つであり、国土交通大臣または都道府県知事（事業認定庁）が、申請に係る事業が『高い公共性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収用又は使用する必要があること』について認定する手続です。

土地収用法（昭和二十六年六月九日法律第二百十九号）

（事業の説明）

第十五条の十四 起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。

（事業の認定）

第十六条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

土地収用法の手続の流れ

